

新旧対照表（契約規定・保証委託約款・同意条項）

(下線部分が変更点)

改訂対象	新	旧	変更内容
カードローン 契約規定 (随時返済用)	<p>第6条(指定口座の取引) 借主は、この取引を行うにあたり指定口座の取引とあわせ次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) この取引に使用するためのカードローン通帳(以下「通帳」という)を発行している場合、次のとおり取り扱うものとします。 <u>①通帳による取引を行う場合は、届出の印影との照合手続を完了させた後とします。</u></p> <p>②(省略) ③(省略) ④(省略) ⑤(省略) (8) (省略)</p>	<p>第6条(指定口座の取引) 借主は、この取引を行うにあたり指定口座の取引とあわせ次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) この取引に使用するためのカードローン通帳(以下「通帳」という)を発行している場合、次のとおり取り扱うものとします。 <u>①取扱店以外で通帳による取引を行う場合は、あらかじめ取扱店で通帳の所定欄に印鑑を押印のうえ、届出の印影との照合手続を完了させた後とします。</u></p> <p>②(省略) ③(省略) ④(省略) ⑤(省略) (8) (省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑照合の実態を踏まえ、表現を改めました(副印鑑を想定した記述を削除)。
<ul style="list-style-type: none"> ・カードローン契約規定 ・学資ローン契約規定 ・教育カードローン契約規定 ・全期間当座貸越型教育カードローン契約規定 	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p>第17条(費用の負担) 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。</p> <p>(1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 (2) 担保物件の調査または取立てもしくは処分に関する費用 (3) <u>借主</u>に対する権利の行使または保全に関する費用 (4) この契約(変更契約を含む)に基づき必要とする手数料、印紙代</p>	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p>第17条(費用の負担) 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。</p> <p>(1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 (2) 担保物件の調査または取立てもしくは処分に関する費用 (3) <u>借主または保証人</u>に対する権利の行使または保全に関する費用 (4) この契約(変更契約を含む)に基づき必要とする手数料、印紙代</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ローン契約規定にあわせて「保証人」を削除しました。(残ア、極アでは18条)(学資では23条)(教育カードでは20条)(全期間当座貸越教育カードでは21条)
<ul style="list-style-type: none"> ・全期間当座貸越型教育カードローン契約規定 	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p>第20条(報告および調査)</p> <p>1. 借主は、信用金庫が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用金庫に対して、<u>借主</u>の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。</p> <p>2. 借主は、<u>借主</u>の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、信用金庫に対して報告するものとします。</p>	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p>第20条(報告および調査)</p> <p>1. 借主は、信用金庫が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用金庫に対して、<u>借主および保証人</u>の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。</p> <p>2. 借主は、<u>借主もしくは保証人</u>の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、信用金庫に対して報告するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ローン契約規定にあわせて「保証人」を削除しました。(残ア、極アでは21条)(学資では26条)(教育カードでは23条)(全期間当座貸越教育カードでは24条)

以上